

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担 に関する分科会の設置について

1 目的

今般の税制改革法案において、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する等と規定されたところである。これを踏まえ、本年4月11日の中央社会保険医療協議会総会において、診療報酬における消費税の取扱いについては新たな分科会を設置して検討することとされたことから、過去の消費税導入・改定時の対応・経過を検証し、医療機関等における消費税課税等の状況を把握するとともに、消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応等について検討を行う。

2 委員構成

別添のとおりとする。

3 運営

(1) 会議は公開とする。

(2) 庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。